

第六十五回 参議院科学技術振興対策特別委員会會議録第四号

昭和四十六年四月十六日(金曜日)
午前十時十八分開会

委員の異動

四月十五日

補欠選任

野上 元君

武内 五郎君

四月十六日

補欠選任

沢田 政治君

鈴木 強君

出席者は左のとおり。

委員長

鈴木 一弘君

理事

長田 裕二君

委員

久保 敏夫君

矢追 秀彦君

岩動 道行君

金丸 富夫君

木内 四郎君

鍋島 直昭君

秋山 長造君

鈴木 強君

武内 五郎君

向井 長年君

矢追 秀彦君

○議長 矢追 秀彦君

○国務大臣 西田 信一君

○政府委員 科学技術庁長官 矢島 嗣郎君

事務局側

常任委員会専門員

菊地 拓君

説明員

原子力委員会委員

有澤 廣巳君

通商産業省公益事業局長

和田 文夫君

労働省労働基準局労働管理課長

桑原 敬一君

参考人

日本原子力船開発事業団理事長

佐々木周一君

本日の会議に付した案件

○海洋資源開発振興法案(矢追秀彦君外一名発議)

○海洋資源開発公団法案(矢追秀彦君外一名発議)

○海洋資源開発技術総合研究所法案(矢追秀彦君外一名発議)

○海洋資源開発委員会設置法案(矢追秀彦君外一名発議)

○日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、野上元君が委員を辞任され、その補欠として武内五郎君が、また、本日、沢田政治君が委員を辞任され、その補欠として鈴木強君が、それぞれ選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 去る三月十六日日本委員会に付託されました海洋資源開発振興法案、海洋資源開発公団法案、海洋資源開発技術総合研究所法案、海洋資源開発委員会設置法案、以上四案を一括して議題といたします。

まず、発議者から趣旨説明を聴取いたします。

矢追秀彦君 ただいま議題となりました四法案につきまして、その提案理由並びに要旨を御説明いたします。

今日、世界の人口の急速な増加に加え、国民生活の向上、産業経済の発展に伴いまして各種資源に対する需要が増大しております。このため、最近、海洋資源の利用が世界的に注目され、米ソ仏等の先進諸国においては、海洋資源の開発について国としての長期計画を立て、多額の研究開発費を投入して、これに積極的に取り組んでおりますことは御承知のとおりであります。

これは、海洋資源が人類に残された未開発の重要資源であるとの認識によるものであり、投資すれば必ずそれに見合うものが返ってくるであろうとの見通しが、ほぼ確実視されるに至っていることによるものと思っております。

四面海をめぐらし、国土の七五%に当たる大陸棚を有し、しかも陸上資源に乏しいわが国としては、海中、海底に眠っている海洋資源の開発は、最も重要かつ緊急を要する課題であると思っております。最近における科学技術の急速な発展は、海洋資源

源の開発を可能にしております。しかし、海洋は陸上と異なり、特殊な環境にあり、その開発には巨額の経費と広範な総合的技術、さらにはすぐれた人材の結集が必要であります。そのため、わが国としても早急にこれが対策を樹立し、国の施策として総合的、計画的に推進する必要があるとす。

この四法案は、こうした最近における海洋資源開発の重要性、緊急性、さらに開発体制のおくれ等にかんがみ、海洋資源の開発に対する政府の目標、基本的施策等を定め、それに基づき、開発のための機構を整備し、海洋の調査、開発技術の研究及び関連産業の育成等を強力に推進しようとするものであります。

以下、法案の要旨を簡単に御説明いたします。

まず、海洋資源開発振興法案について申し上げます。

第一に、この法律は海洋資源の開発を推進することによって、わが産業の振興、国民生活の向上に資すべきことを明示し、その達成のため、海洋等の調査、開発技術の研究の推進、その成果の利用の推進、研究機関の整備、研究者、技術者の確保と勤務条件の適正化等の施策を講ずることとしております。

第二に、海洋資源の開発は平和目的に限られ、しかも自主、民主、公開、国際協力の原則に従って行なわれるべきことの基本方針を明示するとともに、政府は、これらの施策を実施するため、必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講ずべきものとし、政府が講じた施策及び海洋資源の開発の進展状況に関し、毎年国会に報告すべきこととしております。

第三に機構の整備につきましては、海洋に関する調査、開発技術の研究などに関する事項について企画、審議、決定する最高機関として海洋資源

開発委員会を設置することとし、さらに、開発技術等の研究機関として、政府の監督のもとに海洋資源開発技術総合研究所を、また、実際に開発の事業を行なう者に対する資金の貸し付けを行なう機関として海洋資源開発公団を、それぞれ設立することとしたしております。

第四に、委員会は海洋資源の開発に関する基本計画を策定しなければならないこととし、しかも、毎年基本計画に検討を加え、必要があるときはこれを修正しなければならないことを定めております。

次に、海洋資源開発振興法案に基づき設置されることとなっております三機関に関する法律案について御説明申し上げます。

まず、海洋資源開発委員会設置法についてであります。

第一に、この委員会は、委員長及び委員六人をもって組織することとしております。委員長は国務大臣をもって充てるものとし、委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとしております。

第二に、この委員会の所掌事務は、海洋資源の開発に関する基本計画の策定のほか、海洋資源開発に関する重要な政策、関係行政機関の事務の総合調整のうち重要なもの、関係行政機関の経費の見積もり、研究者及び技術者の養成訓練その他海洋資源の開発に関する重要事項について企画し審議し、その決定に基づき内閣総理大臣に対して意見を述べることとあります。

第三に、委員会の庶務は、科学技術庁計画局において総括処理するものとし、関係行政機関の所掌に属するものについては、その行政機関と共同して処理するものとしております。

次に、海洋資源開発技術総合研究所法案について御説明いたします。

第一に、この研究所は、海洋資源の開発を総合的かつ効率的に推進するため、海洋に関する調査、海洋資源の開発技術及び機器装置に関する基礎的研究及び応用研究のほか、研究者及び技術者の養成訓練等を行なうこととしたしております。

第二に、研究所は、政府及び政府以外の者の出資額の合計額を資本金とすることとし、さらに必要に応じて資本金を増加させることができることとしたしております。

第三に、研究所は、理事長、副理事長、理事七人以内及び監事二人以内をもって構成し、理事長は海洋資源開発委員会からの推薦を得て、内閣総理大臣が任命することとしたしております。

最後に、海洋資源開発公団法案について御説明いたします。

第一に、この公団は、海洋資源の開発に必要な資金の貸し付け及びその資金にかかる債務の保証並びに海洋資源の開発に必要な機器の委託開発、購入及び貸し付けを行なうこととしたしております。

第二に、公団の資本金は政府が全額出資するものとし、さらに必要に応じて資本金を増加し得るものとしたしております。

第三に、公団は、総裁、副総裁、理事五人以内及び監事二人以内をもって構成し、総裁は海洋資源開発委員会の同意を得て内閣総理大臣が任命することとしたしております。

以上四法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木一弘君) 以上をもちまして四案の趣旨説明の聴取は終了いたしました。

なお、四案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(鈴木一弘君) 次に、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○矢追秀彦君 初めに、この法律案の内容のほうから入っていきたいと思いますが、最初に、従業員の補償について質問いたします。

原子力事業の従業員が業務上従事してある最中に損害をこうむった場合、被害者である従業員は労災制度の補償を受けると、こういうことになっておりますが、その法制上の手続、これについて教えていただきたいと思っております。

○説明員(桑原敬一君) お答え申し上げます。

原子力事業に従事しております労働者が災害を受けた場合には、労災保険法の第十二条によつて、いわゆる療養補償、休養した場合の休業補償、あるいは障害が残りました場合には障害補償、もし死亡されました場合には遺族補償という、そういった補償が受けられるようになっております。

なお、この法律に基づきまして、それぞれの請求手続の規定が施行規則の十一から十六条の規定にそれぞれ書いてございます。監督署長にその請求の手続をいたします。それによつて、業務上でございまして、補償通知が御本人に参る、こういうふうになっております。

○矢追秀彦君 その場合、物的損害とか精神的損害、これは含まれるのですか。

○説明員(桑原敬一君) 労災保険法のたゞまは、使用者が無過失の責任を課してございまして、したがって、使用者に故意か過失がなくとも補償しなければならぬ、こういうたゞまになりまして、したがって、もし労働者に過失がございしても、使用者側に全然過失がなくとも、当然に法律上の補償をしなければならぬ、こういうたゞまになっておりますので、したがって、労災保険法は、使用者にそういった道義的な責任というものは問わずに、一律に補償しない、こういうふうになっておりますので、したがって、その補償の内容も、精神的な損害というふうな積極的な損害については補償しない仕組みになっております。

○矢追秀彦君 労災制度が定めておる金額をこえる損害、これが出た場合については、どういうふうになっておりますか。

○説明員(桑原敬一君) 先生の御指摘のような問題が出てまいらぬと思っております。現実使用者側に故意があったり、過失があったりした場合におきましては、労災で定めております補償では足りないというふうな問題が出てまいりました場合には、まあ最終的には民事訴訟で、その足りない分、つまり積極的な損害等につきましては争って、その損害賠償を受ける、こういうことができるわけでございます。それから、その前に、もちろん労使の間で、お話し合いで、足りない分についてその補償を上積みをしてほしいというふうなことも、現実においては、事業所の中で、一般的な民間事業の中においては行なわれております。

○矢追秀彦君 原子力によるその損害の場合は、やはりその特殊性というところが考えられると思うのです。その場合、その補償額の割り増しをするということは可能か不可能か、その点はいかがですか。

○説明員(桑原敬一君) 労災保険法に定めております補償以上にその上積みをするかの問題につきましては、労使間でお話し合いできめられることは当然にあり得ることでございますし、また、できるとも思います。お話し合いの結果においてできるとも思いますが、法制度で、あるいはそれ以外の措置で一般的な制度としてやることは、まあ労災といしましては、起こりましたそのけがの治療なりあるいは障害を受けましたその損失というものは、その労働能力の喪失の限度によつて判断いたしておりますので、その起こりました業種なり作業によつてその補償の中身を制度的に違わせることは不可能だと思っております。

ます。したがって、最終的には、そういった労使の話し合いでその上積みをするという事は可能でございますけれども、制度的に、この原子力事業だけを労災補償法上特別に扱うことは、一般の労働者との均衡から考えまして、また、労災保険法が労働力の損失を補てんするという意味から、職種なり作業によって区別することは不可能でございます。

○矢追秀彦君 昭和四十年五月の原子力事業従業員災害補償専門部会、この答申で、まあ相当詳しくこの問題について検討が加えられておりますが、この考え方について、どのようにお考えでございますか。

○説明員(桑原敬一君) 非常に詳細な内容でございます。私ども三つくらいにこれを分けてお答え申し上げたいと思いますが、一つは、補償措置の問題が一つでございます。

これについては、住民に対して全損害について補償するというような考え方に対して、労働者もそれに合わせるべきではないかという御見解がございまして、私どもも、同じような危険にさらされておられます労働者が住民と同じ具体的な損害が起りました場合には、同じような扱いをしていただくという事は、前々から労働省としては申し上げておいたわけでございまして、その考え方はいまも変わりありません。

それから第二番目に、原子力災害におけるこういった災害というのは非常にむずかしい問題がございまして、「みなし認定」をしるという御指摘がございまして、これについては、非常にいろいろ、何と申しますか、学問的に説明ができない分野がたまたまあるようにございまして、これについては、私どもも引き続き科学技術庁等と相談しながら研究していかねばならないと思っておりますけれども、私どもの行政運用といたしましては、原子力災害というものは放射線を含めまして非常にむずかしい問題、因果関係の究明がむずかしい面がございまして、できるだけ、「みなし認定」ということとは別といたしまして、労働者が働いて

ておられる環境なり、作業条件なり、あるいは作業に従事されたその期間とか、そういったものを総合的に判断をして、この業務災害の認定については弾力的な措置を現在もとっておりますし、今後もとってまいりたいと、かように考えております。

第三番目に、不妊症という問題が取り上げられておりますけれども、これについても非常にむずかしい問題がございまして、現実的に具体的な事例を私どもまだ聞いておりませんけれども、特に不妊症の問題は、一つには、因果関係が非常に複合して出てまいりますので、はたして業務に基因して不妊症になったということが明らかであるかどうかということが説明すべき一つの問題でございます。もし因果関係があったといたしましても、先ほど私が申し上げましたような労働能力の喪失と申しますか、それとの関連があるかどうか、そういった損失があれば補てんするということが労災法のたてまえでございまして、そういった問題で、不妊症問題については今後引き続き十分私ども検討をいたしてまいりたい。

以上のような三点について一応お答えを申し上げます。

○矢追秀彦君 これ、長官でもだれでもいいのですが、原子力委員会は、専門部会の答申を受けて、原子力産業の従業員の原子力損害も原子力損害賠償法にいう原子力損害を含むようその改正を考慮すると、こういう決定を同じ年の六月に行なっておりますが、それが今回見送られたのは、これはどういうことでしょうか。

○説明員(有澤廣巳君) 原子力施設の従業員に対する損害賠償につきましては、いま御指摘のございました専門部会の意見を私どもは十分尊重していただきたいと思っております。この点につきましては、労働者の労災保険との関係で、できるだけ労災保険の解釈を大幅に拡大していただきたい、こういうふうに申し上げてありますが、まあなかなか、いま労働者のほうから御説明がありましたように、むずかしい点がございまして、したがって、私どものほうといたしましても、事故によるのは

きりした損害の場合には、これはもう労災保険で十分カバーできると思っております。しかし、低線量の問題から起こってくる問題につきましては、まだなかなかはっきりしたことをつかみ得ないというような事情もあるかと思っております。

それで、今回の損害補償の法案の中に、いろいろ従業者災害についても補償問題を取り上げるべきでないかというふうな議論もありましたけれども、いまお答えがありましたように、一つは、原子力といたしましては、原子力施設の設置者、それから労働組合、従業員との間で労働協約の上でその問題を取り上げて、それに対応するところの条項を加えておけるといことが一つあります。それからもう一つは、損害保険会社といま

しょうか、損害保険の上から、この従業者の損害についての保険による賠償を考えておる。で、この点につきましては、ちょうど私どものこの災害補償制度の検討会の中で保険会社のほうからの御意見が出ましたが、それによりまして、近く従業員に対する損害保険の構想といましようか、保険制度をどうするかについての案が、保険会社のほうで、保険会社グループでいま検討しておるから、その結論が出るということでもあります。その結論が出ました場合には、この保険制度に基づく従業員の災害補償制度を取り上げたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

それから、もう一つの、低線量に基づく—なかなかいま突きとめるのがむずかしい問題、これにつきましては、低線量の人体に及ぼす影響につきましまして放射線医学総合研究所でその研究を進めております。それが取り上げますものならば、労災保険のほうで十分取り上げていただけたと思っております。それがまだはっきりしない間は、いま申し上げました保険制度、従業員に対する損害賠償保険制度をもつてやっていきたい、こういうふうな考えております。

○矢追秀彦君 先ほども少しお話が出ましたが、放射線疾病の認定が非常に困難であります。現在の認定基準、これはどうなっておりますか。さ

らに、その認定にあたっては弾力的にやるべきであると思っておりますが、その点についてどうなっておりますか。

○説明員(桑原敬一君) 放射線障害につきましては、この業務障害の認定の問題につきましては、この問題は非常にむずかしい案件でございますので、実は、最初につくりました認定基準は昭和二十七年でございます。これは役所だけでつくりましては問題がございまして、斯界の御専門家にお集まりをいただきまして、この認定基準をつくる協議会を設けまして、そこで慎重審議をしてつくりまして、二十七年にまず最初つくったわけです。その後、二回改定をいたしまして、現在使っておりますのは、三十九年に最終的につくり上げたものを基準として運用いたしております。

で、まあ慢性、急性に分けて具体的な基準を明示いたしております。わりあい急性性のものはわかりやすいわけでございまして、地方の基準局なり監督署に、その認定基準によりまして、一応まかしておる。しかし、慢性的なもの、その他非常にむずかしいものにつきましては、第一線ではなかなか認定がむずかしいので、本省に認定をさせて、そこで専門家の御意見を聞きながら判定をしていく。こういう慎重な手続をやっております。考え方といたしましては、被曝線量の測定等がまず大前提になりますけれども、これもなかなか、その測定結果というものと起こりました障害との関係が必ずしも明確でない場合もございまして、こういう測定結果だけにこだわらないで、先ほどもちょっと申し上げましたように、その人の働いておられます作業内容とか作業環境とか、作業についておりました期間とか、そういった諸条件を総合的に判断をして、いわゆる被曝の可能性というところを推定をいたして処理をいたすということで、弾力的に処理をしております。また、放射線障害というものは、長期間潜伏、潜在をして、あとから発症いたしますので、そういった仕事、そこから離れたあとでも出てまいりますから、そういう離れたあとでも発症しました

場合でも当然に補償の対象にするというような処置をとってまいっております。

まあ、今後とも、この放射線障害の業務障害認定については、適確にやっておりますために、いろいろの医学的な研究は進めてまいりたいと思っております。現在までは、そういう現在のし得る範囲内において斯界の先生方のお知恵をかりまして、慎重に、またさらに弾力的に処理をいたしてまいりたい、こういうふうに思います。

○矢追秀彦君 本人が、放射線の疾病ではないかと、まあ意識をして医者に見てもらう、そういう場合はいいでしょうけれども、そうじゃないと、まあ、こういう関係の職員で、正式の職員といいますが、ずっと朝から晩までやっております方ならば、定期検診とかそういうことでやっておられると思えますけれども、そうでない人ならば、そういう従業員で、そのときだけそういう施設に入るとか、いろんな場合がありまして、一般的に、こういう原子力産業に従事したところのある人に対するそういう診断の問題ですけれども、検診の問題ですけれども、この点はどうお考えになりますか。

○説明員(桑原敬一君) 原子力なり放射線等の作業に従事している労働者につきましては、労働基準法によつて、まあその場合場合によつて違いますが、最低年二回、それから項目によつて違いますが、ないし四回健康診断を実施しなければならぬという義務づけをいたしております。そういうことで発見をしながら、できるだけそういった予防も含めまして、実際に起こらないように、また、起こりました場合の発見が早くできまうような、そういう法的な手当てもございます。そういう法的な履行を十分させるように、監督指導もいたしておるようなわけでございます。

○矢追秀彦君 その検診を受ける診療所ですが、これはどうなっておりますか。やはりある程度そういうことの専門的な頭がないと、非常にむづかしい疾病問題であるだけに、どうにでもな

てしまおうと思うのですが、その点はいかがでございますか。

○説明員(桑原敬一君) 法律のたてまえといたしましては、使用者に義務づけておりますので、使用者が適当と思われる医者に労働者の診断を受けさせる、こういうことになっております。特に労働者のほうからこの診療所というふうなたてまえにはなっておりませんので、そういうことで御了承いただきます。

○矢追秀彦君 その辺で、労働省が、こうしろでなく、その使用者のきめておる診療所のお医者さんのある程度の知識といいますが、そういうのに対しては指導されたほうがいいと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○説明員(桑原敬一君) 基準法と、それに基づきます電離放射線障害防止規則というのが詳細な条文がございますので、それを十分に使用者側も理解していただき、また、そういう検診についても規定いたしておりますので、そういう防止規則を通じまして、私どもの監督官が、できるだけ専門的な監督官も養成しながら、そういう事業所に対する指導啓蒙をやっております。そういうところで、前言ったような考え方で進めさせていただきますか。

○矢追秀彦君 次に、安全対策の問題に入りますが、これまで世界の原子炉事故の中で外部に影響の生じた事故の件数は、どのくらいございますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先生おっしゃいました外部に影響を及ぼしたという事故といたしましては、英国のウインズケールの事故というのがございます。目立ってはそれだけでございます。

○矢追秀彦君 そのウインズケールの原子炉事故の規模はどの程度のものでありますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 外部のほうに對しましては、約二百平方マイルの牧草に影響がございまして、そこからとります牛乳、これの出荷をとめたというふうなことがございます。それで、私たちの聞いているところでは、この事故の被害と申しますか、それは約七千万円です。日本円にいたしまして七千万円ということになります。

○矢追秀彦君 被曝者の人数は。

○政府委員(梅澤邦臣君) 被曝者は、従業員の中に十四名でございます。

○矢追秀彦君 外部に影響の生じたというふうな考え方で、いまのウインズケールだけを言われたと思いますが、死んでおる場合、あるいは炉が破損した、そういうことを含めると、かなりふえると思うのですけれども、その辺はどの程度掌握されておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 原子力発電所の中のいろいろな事故として一応計算されますと、全部で約百件程度になると思います。

○矢追秀彦君 死亡はどのくらいありますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) ちょっと、いま、死亡の数、計算させていただきます。死亡と障害とがございまして。

○矢追秀彦君 いままで、大体過去三十年ぐらいの間には、まあ死亡、いま言われた被曝あるいは後遺症、そういうのがかなり世界的には起こっております。特にアメリカに非常に多いわけでありまして、けれども、日本の場合は、いまではどうですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 現在までのところ、日本には全くございません。

○矢追秀彦君 いままでこの各国の原子炉の事故の原因等を踏まえて、原子力施設の事故防止の基本施策、これについては、政府としてはどのように考えておられますか。これから相当原子炉ができてくるわけでありませうけれども。

○政府委員(梅澤邦臣君) 私たちのほうで原子力をやります場合に、前から申し上げております安全審査等で、過大事故評価というところで、安全性を確かめて、これを設置いたしております。また、そういう関係から考えられ得る範囲内におきまして十分安全であるということで進めておりまして、それを進めます場合には、もちろん過去のアメリカ等のデータ等を十分その中に把握して進んで

でいるわけでございます。

○矢追秀彦君 この原子力災害については、他の災害と同じように、基本的には自治体が行なう政府が援助すると、こうなっておりますけれども、科学技術庁はどういうふうな仕事をこれに對してやれることになっておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 賠償法におきましては、設置者が無過失責任をとっております。そして設置者が民間に保険を付けております。五十億を今度六十億にしたいと、そういう問題がありますが、そのほかに天変地異等、そういう問題につきましては、国の補償契約というのが五十億までついております。それから、その災害について十分間に合うように判定いたしまして、その分については国がすべてこれを援助していくという形をとっております。

○矢追秀彦君 事故発生の際にとるべき緊急処置について、その施策は確立をしておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 防災計画で、中央防災計画あるいは地方ごとに地方防災計画をつくらせております。それで進んでおります。

○矢追秀彦君 その場合、原子力施設周辺の地域住民の健康管理ですね、これは十分行なわれておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 原子力発電所等をつくります場合には、もちろん管理地域等を設けます。その場合には、すべて、現在のところ、一般の皆さん方には全然影響のないところまで土地を取得いたしております。それで、それ以外に、全般的な、放射能が一般第三者に影響があるかどうかというところを、その本人を見るよりも、大気の汚染程度等を常時監視いたしまして、絶対ないように行なっているというのがやり方でございます。

○矢追秀彦君 原子力施設の安全性確保のために、公正な第三者のモニタリングが必要だと思いますが、その点についてはどのようになっておりますか。

ますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 福井県あるいは福島県、それに茨城県にございますが、おもに大きい発電所がございまして、そこでございます。その関係におきましては、やはり第三者の監視機構と申しますか、設置者がやりましたデータを第三者が評価をして、十分安全であるという機構を設けたいということがございまして、われわれ原子力局におきまして、やはりそれは指導して、できるだけ設けたほうがいいじゃないかということ、すでに福井県等はできております。それで、私たちのほうもそこにすべてデータ等を出して、安全であるという評価をしていただいております。

○矢追秀彦君 現行の原子炉規制法では、自治体には原子力施設の指導監督等の権限が全くありません。これに対して、自治体にも権限を持たせるような体制に持っていくという意思はございますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 原子力は非常に新しい技術でございます。したがって、非常に専門的な問題がございまして、もうしばらく私たちのほうは、やはり中央の専門的なところでもって安全等をはかっていきたいと思います。その関係から、現在のところ、地方自治体のほうは、そういう技術能力といえますか、そういう感覚といえますか、そういう点においてはまだ十分であると判定いたしません。したがって、もうしばらく中央で十分これを行なうて、もちろん、その自治体に対しては現在でも実質的にはすべて連絡をして、たとえば地元対策等については十分なる連絡をとることで進めておるわけでございます。

○矢追秀彦君 ということは、自治体にそういう能力ができるようになれば権限を委譲してもよいと、こういうふうにとつてよろしいでしょうか。

○政府委員(梅澤邦臣君) まあ私もそこまでまだ十分考えておりません。ただ、やはりそういう問題が将来起こった場合には、関係各省と十分相談しながら、安全が十分守れるような体制で考えて

いきたいと思っております。

○矢追秀彦君 法律案とは直接関係ありませんが、やはり関係の出てくる問題でありますので、先日米ずつと続けてやってきております放射性物質の管理の問題について少し触れてみたいと思います。

先日の予算委員会の分科会でも質問いたしました。この密売事件であります。その後の経過はどのようになっておりますか。現在大阪府警ですと調べられておりますが。

○政府委員(梅澤邦臣君) いまのお答えをいたします前に、先ほどの御質問の死亡の数字でございますが、二十五人ございます。それから六十五人程度が被曝を受けたという数字になっております。

それからただいまの御質問でございますが、その後の経過を申し上げます。

大阪府警からの情報によりますと、日本希元素は酸化トリウムを約一トン、セーフティ産業株式会社は酸化トリウムの原鉱石あるいはモナズ石約三トンを譲渡いたしております。それで、セーフティ産業は、規制法それから薬事法に基づく許可をとることなく酸化トリウムを含んだ医療器具を製造して販売しておりました。それから日本希元素も、規制法に基づく許可を得ずにやっておりました。

なお、日本希元素はどのような経路で酸化トリウムを入手していたかということについては、まだ大阪府警のほうで捜査中でございます。現在のところ、明らかにしておりません。酸化トリウムとモナズ石は、現在、押収しまして大阪府立放射線中央研究所というところに安全に保管されております。

それから、こういう問題がございましたので、付近の住民に対する放射線の障害についての件でございますが、和歌山市の保健所が青果業者の付近の住民に対して健康診断を行ないました。その結果では、現在異状はないということになっ

ております。これは和歌山の業務課長からの連絡を受けております。それから、セーフティ産業株式会社は酸化トリウムを貯蔵していた所の住民につきましては、貯蔵しておりました場所からすべて約十メートル以上離れておりました。したがって、考えられるところでは放射能の影響はないと存じます。

したがって、この件は、日本希元素、それからセーフティ産業が、当然とるべき許可をとっておりましたので、その核物質を使用し譲渡を行なったという点において法律違反になっております。その関係から、今後とも大阪府警と十分な連絡をとりながら検討を進めていきたいと、こう思っております。

○矢追秀彦君 このような事件の起こった原因です。この点ははっきりしておるのですか。どう思われますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) ただいま申し上げましたように、薬事法あるいは規制法等に基づく許可を受けずに、隠れてやりましたので、現在、大阪府警で十分その原因を調べていただいているわけでございます。この原因その他については、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○矢追秀彦君 この前も、質問のときにお答えになったのですが、去年も同じような事件があった、一年間いろいろやってきたけれども、またこういうことが起こって、まことに残念であったと、こういうことであります。今後こういう事件を起こさないための対策、これについては、この間も少し触れられましたけれども、それから相当またやられておると思うのですが、どのようにお考えになっておりますか。また、現在どういうようにされておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 確かに、去年起こりました、その後、そういう類似のところの会社に対しては、それはわれわれのほうから注意監督等いたしましたわけでありまして、それです。申しわけないですが、こういうことが起こりました。したがって、私たちの現在検討いたしますことは、規

制法なり薬事法にひっつかからないで、やみでやっているものをどうするかということが一つの問題だと思っております。それが一つ。もう一つは、許可をとっているところが許可をとらないところに売ったりなんかする場合があります。これは、したがつて、許可をとっているところについての注意喚起ということでは早期にしなければならぬのではないかと。ただ、現在のところでは、本件の原因を追及いたしまして、その追及の結果において調査のしかたも十分考えていこうというふうに考えております。

○矢追秀彦君 放射性物質を輸入したり売買する場合は科学技術庁の許可が要る、こういうふうになっておるわけですが、このことを専門的にやっておる監督官のような立場の人はあるのかどうか。また、あるとすれば何人ぐらい現在配置されておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 私のほうの核燃料課というところがこれを取り扱っております。それで、現在、業務等を入れまして約十人がこの仕事に関係いたしております。

○矢追秀彦君 それで、こういうことが今回起こりましたけれども、その監督がそれだけの体制では手薄なのではないか、このように思うのですが、その点の見解はいかがですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先ほど申し上げましたように、まだ原因がわかりませんので、これは通産省と十分相談いたしまして……。その経路等で、またどういうところの経路を通るかというところもございまして。ただ、私たちのほうの仕事として、規制法での使用の許可あるいは出てきました報告の監査等については、一応この人数で現在のところは間に合うと、こう思っております。

○矢追秀彦君 輸入する際の通産省と科学技術庁との間の連絡、これに私は問題があるのではないかと。元の大坂の通産局の課長も、今回、任意出頭ではあります。取り調べを受けておるわけですが、結局、輸入するのが通産省で、チェックするのが科

学技術庁と、こういう体制になっておるわけですが、その点に谷間みたいなものができて、この取り調べがどうなるか、これはわかりませんけれども、もしこの疑いが事実であったとすれば非常に問題になってくると思うのですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 通産省が受けまして、その合議を私たちのほうにもらいまして、それで決定していく形になっております。現在までのところ、その制度で、まあ必要かつ十分に動いたと思います。しかし、今度の原因がそういう体系のところにとどこかにあるのかというところは十分検討しなきゃならないと思います。そういう環境を十分検討して今後整備させていただきたい、こう思っております。

○矢追秀彦君 今回は、そうたくさん量の量じゃないので、事故というまでいかないと思いますが、もしこういう密売によって事故を起こした場合、その場合の賠償責任はどうなるわけですか。具体的に言うと、密売の売った先が事故を起こした場合、輸送中に事故を起こした場合、密売によって買った先が事故を起こした場合、三つに分けて、まあ可能性はあまりないかと思いますが、どうなりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) これは、物そのものが今度の賠償法の対象になりません。したがって、民法によって片づけなきゃいけないと思いますが、規制法によりましては、先ほど申し上げました譲渡・譲受けの違反ということで、六十一條にひっかかるわけでございます。それから使用許可の制限につきましては、五十二條でひっかかるわけでございます。これについては、当然、罰金刑等の規則がござっておりますが、ただ、いま先生おっしゃいました、それを途中の人間がどう取り扱ったかというところは、これは民事的な関係でいくことになると思います。

○矢追秀彦君 そういう点は、これは新しい問題かも知れませんが、そういうことも含めて、先ほど言っているチェック体制あるいは監督

体制をこの際はきりきりしてもらいたい、このように思うわけでありまして、

それとともに、また、この間の委員会問題にした放射性廃棄物の海中投棄の問題であります。この場合、ドラムカンやコンクリートで固めてやられたにしても、もしそういうものが何かの事故で途中で何かに当たったりして破れて、そこから放射能が流れ出した場合、それによって何らかの事故が出てきた場合、これによって何らるすから、おそらく可能性は少ないと思うのですけれども、こういう場合の賠償責任はどうなりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 一般的に、そういうものを海に捨てて万が一の事故が起こりましたときには、当然、賠償法の対象になって措置されることになると思います。

○矢追秀彦君 放同協が事故を起こした場合、この賠償はどうなりますか。要するに、原子力の事業者から放同協に運搬する途中で事故を起こした場合、それから放同協に運搬してからの事故、それから放同協から原研に一部の放射性廃棄物の処理を現在させておられますが、原研で事故が起こった場合、そういういろいろなケースが考えられるわけですが、放同協というものが中心になって扱っているものが何らかの事故を起こした場合、その賠償責任はどこになりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先生おっしゃいました放同協のはコバルト六〇でございます。したがって、今度の賠償法の対象にはなりません。これはいわば放射能の関係でございます。これは世界的に大体みんなそうなっております。したがって、民事の関係で処理されると思います。

○矢追秀彦君 だから、いまの両方を考えますと、かなり民事が多いわけですが、はたしてそういう方向でいいかどうか。その点についてはどうお考えになりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 放射線の関係につきましては、大災害が起こらないという前提、それからそれにつきましては、もう起こらないように

安全性を確かめて許可をするという形をとっております。したがって、原子力発電所のような大災害が起こらないという観念でいっているのが一つ。

もう一つは、やはり世界的なルールといえますか、見方として、当然そういう措置をとられているというのが常識になっておりますので、その関係でいっているわけでございます。

○矢追秀彦君 いまの廃棄物の問題ですが、大体昭和六十年には一年間で使用済み燃料千六百トン、一般廃棄物四万五千立方メートル、このようになつて、それから一般廃棄物だけでドラムカン二十二万五千本相当になる、こういうふうになつておりますが、この処理に非常に苦慮された結果あいう海中投棄の問題になつてきたと思うんですが、これをどのようにこれから考えていかれるのか。特にまあ保存あるいは投棄あるいは保管とか、こういうことだけじゃなくて、やはりエネルギー政策全体の上から考えてこの対策を講じていかなければただだ出てきたものをどうするということだけでは、済まない問題になると、このように思うわけでありまして、その点についてはどうのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) ただいま先生おっしゃいました廃棄物の量は発電所から出ます量の計算でございます。これにつきましては現在やうと、私たちのほうも、どのくらいの量が出るかというのは、敦賀等の発電が起りましたので、その実績から計算が出て、まあ具体的にそういう数字が出たわけでございます。この処理については重大問題でございます。したがって、現在、約一年半にわたりました、廃棄物の処理、処分、検討会というので検討していただいております。この四月一ぱい、あるいは五月にかけてところで、そこから意見書が出てくるわけになっております。まあ大体これは、内容から申し上げますと、海洋投棄する場合の問題点、あるいは地上に保管する場合の問題点、それに対する体制の問題等が検討されておまして、その検討の結果に基づきま

して、私たちはこれから先の保管あるいは廃棄等についての整備を進めていきたいと、こう思っております。

○矢追秀彦君 まあ、いまのいろいろなこういう公害も含めて私考えるんですけれども、結局、あとあとを追いかけると、そういう処理が、廃棄物にしても、公害にしても……。先にどうして計算を立ててできないか。原子力発電はやらなきゃならないと思いますが、その結果こういう廃棄物が出てくる問題と、それから今後資源的にもウランの問題があります。そういう両面から考えて、やはりこれからの原子力産業、特に原子力発電については、かなり考えていかなければならない。それだけに、片面における高速増殖炉あるいは新型転換炉、そちらのほうに相当の力を入れていかなければならないと私は思いますけれども、そういう点の先の見通しというものがいつもないままに、どんどん発電所ができる。また、電力も現在足りなくなつてつありまして、よけいこの原子力発電所の設置にはピッチが広がってくる。火力発電のほうは相当地元の反対も強うございますので、なかなかそれも進まない。電力も、どんどん産業が発展しておりますから、また要る。結局、根本的に、日本の産業のあり方、また、それに伴う原子力産業のあり方、それから原子力発電のあり方、そういう基本的な問題をもっときちっとやらなくちゃいけない。要するに、いまの政府の体制がGNP第一主義、産業優先、そういうことで、もうどんどん進んできた結果いろいろな問題が出てきた。こういう点、基本的な問題からもう一度、こまごま大きな問題になってきておるんですから、公害も含めて、こころできちっと政府としては、七〇年代さらに八〇年代、その辺までの見通しを持った上でやらなければならぬと思うんですが、特に長官はこれに対してどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(西田信一君) わが国の原子力産業、ことにその主軸をなしますところの原子力発電、これは、長期的見通しに立ちましても、将来わが

国のエネルギーにおきまるところの地位は非常に高くなつてくると思ひます。それで、それによつて生じますところの廃棄物の処理の問題につきましては決して等閑視してゐるわけではございません。現在は、まだ発電量にいたしましては全体の百分一程度であります、これが急ピッチに伸びてまいりまして、やがて一〇数%、二〇%台、あるいは遠い将来にはもっと比率が高まつてまいり。これから本格的なこの原子力の活用時代に入るわけでありまして、したがって、いま先生が御指摘になりましたように、この廃棄物の処理という問題も急速にその対策を立てなければならぬという観点から、検討会で鋭意検討を進めておるわけでありまして、遠からずその結論が出ます。これによりまして、将来このような急ピッチの原子力発電等が進みましても不安のないような廃棄物の処理体制をつくりたい、こういうことでございまして、いままで決して等閑視しておつたわけではないということ、もうすでに具体案をつくりつつあるということ、ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○矢追秀彦君 次に、温水の問題、冷却水の問題ですが、通産省にお伺いしますが、現在全国どのくらいの火力発電所が運転されておりますか。その運転されておる発電所で一番規模の大きい発電所の出力は何キロワットくらいですか。

○説明員(和田文夫君) ことしの三月末の数字、まだ正確に統計をとつておりませんけれども、火力発電所、九電力と電発と合わせて約三千五百万キロワット程度と考えております。で、一番規模の大きい発電所でございまして、これは東京電力の横須賀火力、出力が二百六十三万キロワットでございまして。

○矢追秀彦君 その発電所で使われる冷却水は、大体の標準でどのくらい排出されますか。

○説明員(和田文夫君) 火力発電所の必要とします冷却水の量は、大体の標準でございまして、これは海水の温度、季節等によつて異なつてきますが、大体出力十万キロワット当たり毎秒三ないし

五トンというふうなことが標準になつております。

○矢追秀彦君 その排出される温排水はどのくらいの温度のものが排出されておりますか。

○説明員(和田文夫君) これも、運転状況その他によつて少々異なりますが、冷却水を取るところと排出するところの温度差が、大体五度ないし九度程度、こういうふうに出ております。

○矢追秀彦君 水産庁にお伺いしますが、いまの通産省からの答弁による温排水が海に排出された場合、その拡散分布状況、これはどのようなようになっておりますか。

○政府委員(藤村弘毅君) これは、施設的设计や季節によりまして拡散も変わつてまいりまして、それから気象条件、海況によつても変わると思ひますが、毎秒五十ないし六十トン程度がもし排出されるという場合と、大体半径一キロは海岸線を直線的に見て理論的に計算した場合でござい

ますが、海岸線に直角的に排出される、毎秒五十トンないし六十トン排出されるといふと、先ほどお話がありました五度ないし九度というのを平均いたしました七度高い水が出るというのを計算いたしますと、三度影響するところが五百メートル、二度まで影響するところが九百メートル、一度まで影響するところが二千メートル程度

じゃないかというふうな推算をしております。○矢追秀彦君 この拡散分布状況を現在までどこかの地域で実験されたことがありますが、もしその実験がされておりましたら、その結果について概略教えてほしい。

○政府委員(藤村弘毅君) 正式な実験というののはいまありませんけれども、茨城県の東海村の原子力発電につきましては、現地の話によりますと、五百メートルで影響がない。これは毎秒十一トン程度の水が出ておるようでございまして。

○矢追秀彦君 この海水の温度上昇によつて漁業にはどのような影響があると判断されておりますか。

○政府委員(藤村弘毅君) これも季節によつて異なると思ひますが、特に冬季におきまますノリと、夏場におきまますワカメには、かなりな影響があるのではないかと。特に冬季のノリが、漁場が十度以上になりますと非常に被害があらわれるというふうに出ております。

○矢追秀彦君 いま概略言われましたけれども、具体的にかなり被害が出て、それに対していろいろ補償等の問題が起つた事件はどれくらいありますか。

○政府委員(藤村弘毅君) いままでは、原子力あるいは火力発電所が排水口をつくるころは、おのおの漁業権を消滅させて、そこに排出しておるのが現状でございまして、現在まで、漁業者に被害が出たので、それに対する補償要求という話は聞いておりません。

○矢追秀彦君 いま、冬と夏と違ふと言われまして、夏の場合、海水温が三十度近くになるところで、さらに温排水によつて上昇した場合には、生物を飼育する場合非常に致命的になる、こういう場合が少なくないと言われておりますが、その点についてはどのように把握されておりますか。

○政府委員(藤村弘毅君) 三十度以上になりますと、カキ等が影響を受けると思ひますが、ただいま申し上げましたように、漁業権の補償をしておりますので、現実にはいまだにそういうところで養殖をしておりませんので、直接な影響はまだ聞いておりません。

○矢追秀彦君 科学技術庁として、この温排水の問題については検討されておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先ほど水産庁から御答弁ありましたように、原子力発電所も、やはり火力と同じように漁業権の消滅をさせて、漁業に影響のないような措置をとりながら発電所をつくつております。しかし、やはり温排水の有効利用というのを考えなきゃいけないのじゃないかというところで、ことしから約五年かかまして、茨城県の日本水産資源保護協会というののございまして、そこに委託いたしました、冷却水による魚の

養魚、影響ということの研究を進めていくということをしております。それから放射線医学研究所におきまして、魚に対する放射線の影響ということとを主体として、まあ間接的ですが、温度に関係することの研究を進めていきたい、こういうふうに出ております。

○矢追秀彦君 原子力発電所で現在運転中のもの、また現在建設中のもの、それから申請中のもの、その排水量、それがわかつたら教えていただきたい。

○説明員(和田文夫君) お答えいたします。現在運転中のものは、原電の東海、敦賀、それから東電の福島一号、関西の美浜の四機でござい

ます。合計いたしました三百三十二万キロでござい

ます。一番大きなものが福島四十六万キロでござい

ます。で、温排水の量は、熱効率が原子力のほうが悪うございまして、火力よりちよつとふえまして、出力十万キロ当たり五トンないし六ト

ンというのが標準になつております。それから建設中のものはたくさんございまして、八機ございまして、八機合計で五百二十七万

キロでございまして、一番大きなエミットが八十二万キロでございまして。

それから計画中のものは四機で三百六十五万、こういうふうになつております。

○矢追秀彦君 通産省にお伺いしますが、いま少しおっしゃいましたけれども、火力発電と原子力発電では、その効率等も考へて、どちらが排出冷却水の温度が高いのか、それから同じ温排水でも、どのように違つておるのか、その点、いかがですか。

○説明員(和田文夫君) 排出冷却水の温度は大体同じでございまして、冷却水の量が、同じ規模にすると、原子力のほうが、さつき申し上げたようなぐあいにふえると思ひます。

まわりも全部そのようにされるのか。ただし、そうされるとすると、私二、三聞いておる候補地について、もし漁業権が消滅される場合は非常に問題が起こるのじゃないか。しかも、たとえ地元の漁業者が納得をしたとしても、日本の漁業全体からマイナスになるような面もあるんじゃないかと、このように思うんですが、その点も含めてのこれから計画、展望を教えてください。

○政府委員(梅澤邦臣君) 原子力発電所の将来の規模の見通しでございますが、これは、先ほど通産省の方から申し上げましたが、昭和五十年年度においては八十八万六千キロワット、それから五十五年になりまして二千万七千キロワット、昭和六十年年度で約六千万キロワットというところが具体的に大体計算されておるようであります。

それで、いま先生御指摘の漁業権の取得で進めていくという方向は当分続くんではないか、そういうふうにおっしゃいます。それから地元対策というものは設置者がこれを行なう、十分そこで設置者が地元対策をしてから設置するということが努力していきたいと思いますし、それから先ほど申し上げました第三者機構等で十分監視しながらいくという考え方とあわせて、できるだけ地元と協力してもらって進んでいく方法しか現在のところはないのじゃないかと思ひます。

○矢追秀彦君 いま問題にしている温水公害については今後どのように対処されますか。アメリカでもかなり問題になって、環境保護局長が警告を出しておることは御存じだと思いますが、いまのぐらゐの温度の差であればかまわないという線でいられるのか、あるいは、いまやられてるハマチとかクルマエビ等のそういうふうな養殖、そちらのほうに使われる方向を持たれるのか、あるいはまた、この温度を下げて出すような何かの処置をされるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) アメリカで問題が起こっていますのは、主として川だとか湖とか、そういうところでございますんで、日本のような海に面しているところと条件が違って、相当問題が

起こっております。しかしながら、やはり温水の出るということについては、原子力発電所の原子力の安全性とかまえて方とあわせて考えていかなければいけない。それをあわせ考慮しながら進みまして、今後水産資源への影響ということから考えますと、やはり温水を利用して養魚という考え方もわれわれ考えなければいけないのじゃないか。そういうことで、まあことしからそういう方向で進んでおるわけでございますが、水産資源の獲得で温水の利用という面を強力に進めることという考え方でまいるのではないかと思います。要するに、原子力発電所の安全性にからめまして温水をなるべく少なくするということが当然考えなければいけません。やはり安全性というものを十分考えながら今後当分進めていくことになると思ひます。

○矢追秀彦君 水産庁にお伺いしますが、いま科学技術庁のほうからは、漁業権を消滅させる方向でいくと、こう言われましたけれども、水産庁としてその方向でよいのかどうか、場所によっては問題があると思うのですが、その場合、原子力発電所をつくる場所については一応水産庁にも相談があつて、ここでは漁業権の消滅はまずい、こういうことを言えるような仕組みになっておるのかどうか、それがまず第一点。

それから、この温水について、いま養殖の問題等がされておりますが、それが今後かなり可能なのかどうか、経済性も含めまして、その点はいかがですか。

○政府委員(藤村弘毅君) 一般的には、排水口の付近について漁業権を消滅して、漁民に対する影響を少なくしてやっていくように考えていたのですが、いまおっしゃる通り、今国会に提案しております海洋水産資源開発促進法によりまして、特に養殖等に適用している地域を指定いたしました。指定地域を設けているようなところには排水口を設けないようにならうと考えていたんですが、それからまた、何かほかの施設をつくる場合でも、そういうところには都道府県知事がその施設につい

ての勧告をすることができるといふようになっておりますので、その法律で、特によい漁場のところについては考えたといふふうにならうと思ひます。それから第二点の温排水につきましても、科学技術庁と同じでございます。このあたにかい水が積極的に利用できるものなら大いに利用したいといふように考えておられます。科学技術庁が本年度から日本水産資源保護協会に委託しております温排水利用の養魚につきましても積極的に指導してまいりたいといふふうにならうと思ひます。

○矢追秀彦君 いま養殖の法律ができておつたわけでございますが、養殖だけではなくて、やはり原子力発電所はどうしても海のそばですから、それから観光開発という面も関係が出てくるわけですから。たとえば、まだこれは科学技術庁には申請が出ていないのでありますが、関西電力で考えられておる和歌山の、南紀の原子力発電所、一応予定されている候補地等は、やはり観光開発の上から考えても、私は、その辺、問題が出るのではないかと、かように思ひます。また逆に、原子力発電所ができることによってその地域が開発され、観光開発になるという面も出てくる場合もあり得ると思ひますが、結局、その辺をどのように総合的に考えていかれるのか。結局、日本列島のまわりをどのようにこれから区分していくか、そういう点がやはり問題が出てくる。その点について、まず水産庁は養殖の面と漁業の問題、観光地といひましても、結局、魚を見るような水中展望台といふふうなものになってくると思ひますが、そういうふうなものがないでできておるのです。魚だけでなく、サンゴとかそういうようなものを含めた上での話ですけれども、そういうものについては、ただ、そのときそのときだけチェックをするのじゃなくして、将来の展望をかなり考えていかなくちゃいけないと思ひますけれども、その点はどうお考えになっておられますか。水産庁、それから科学技術庁はどういうふうにお考えになっておられますか、その点、お伺いしたい。

○政府委員(藤村弘毅君) 観光面につきましては水産庁が直接やっておりますが、従来とも、厚生省と打ち合わせをいたしまして、海中公園等で、保護すべきものは保護いたすように、厚生省と十分打ち合わせをいたしておりますが、今後そのような問題が起きましたら、科学技術庁、厚生省、水産庁、関係各省庁で十分相談いたして、その場所々々について検討いたしてまいりたいといふふうにならうと思ひます。

○政府委員(梅澤邦臣君) 私どもも水産庁と同じでございますが、要するに、先生おっしゃいましたように、なかなか地域性の特長性というのがございます。したがって、一般的な考え方というのにはすぐには出せないのではないか。したがって、その問題のありますところを、そのつど、その環境を悪くしないようにということとは、関係各省と相談しながら十分適正な形で進めていきたい、こう思っております。

○矢追秀彦君 最後に、長官にお伺いしますけれども、まあ非常に手前みそになって申しわけないのですが、結局、日本のまわりの海の問題について、この際さつとした計画をはっきり立てていかないと、火力発電所、あるいは原子力発電所、あるいは造船所、あるいはその他の石油コンビナートとか、いろんな問題が出てくるわけですから、日本の近海をどういうふうにかからやっていくのか、国としてきちっとした策定を講じなきゃならない。そういう点で、先ほど趣旨説明をいたしました、われわれとしては、あのようないことを考えて政府にいろいろ働きかけていきたいと思っておりますけれども、その点について、どのようにお考えになりますか。展望とビジョンをお伺いして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(西田信一君) 原子力発電等に関連して、水産資源あるいはまた自然環境の問題等、どう調和するかということについてのお尋ねもございましたし、また、もっと高い立場から日本の海洋政策をどうするか、こういうお尋ねでございます。私は、かねがねから、矢追先生御承知の、

この矢追先生御提案になりました中にも、たとえば海洋開発の総合研究所というような御構想もございしますが、それと、私どもが考えておりますところの海洋科学技術センターと、やや構想を同じくしておるような点もございまして、たいへんその点については共鳴する点もあるわけでございます。とにかく、このように、大陸だなの問題、あるいは領海の問題等も一つの大きな問題点でござ

○矢追秀彦君 次に、日本原子力船開発事業団法の改正案についてお伺いしますが、今回の改正案では、原子力船についての事故は、原子力船の運航者の責任に関する条約、いわゆるブラッセル条約を参考にしたと、このように聞いておりますが、その点はどうですか。

おりません。したがって、その中身は参考にしたしましたが、今後ブラッセル条約が十分実際に発効、あるいはわれわれが批准し、等の場合には、あらためてまた賠償法等の検討はさせていただくことになる、こういうふうに考えております。

○矢追秀彦君　そのブラッセル条約の成立過程と、主たる内容について伺いたい。

○政府委員(梅澤邦臣君) 作成審議にあたつては参加いたしております。

○矢追秀彦君 いま批准国が少なくて発効しておりますが、いま言われたとおりですが、その各国が批准しない理由は、どのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 各国と申しまして、おもに保有国のほうの態度だと思いますが、アメリカ等は、原子力軍艦が入っているという点で疑問を持っております。それからドイツは、自分の国の法律との関係で、だいぶ違っているという考え方がございますが、「オットー・ハーン」を持っておりますので、現在のところは積極的に参加し

たいという方向で進んでいるようでございます。

○矢追秀彦君 わが国は、将来これに調印する意思はあるのですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先ほど申し上げましたように、この条約は、三百六十億円、いわば一億ドルというアップバーリミットがついております。それで、現在御審議をいただいております賠償法は、いわばわれわれ通俗的に言っております青天井と申しますか、損害が第三者に起こった場合には全部十分補償する。したがいまして、その点にブラッセル条約とは食い違いがございます。それ

○向井長年君　まず、長官にお伺いしますが、国会で法案を審議した過程で附帯決議をつけるわけですが、この附帯決議に対して、長官は、もちろん、尊重しなければならぬと、こういう形で言われておりますけれども、これをどう解釈されておるのか、国会の附帯決議というものは、これはやはり尊重して、生かして、それを次の法案改正等、あらゆる政策の中に入れていかなければならぬということに私たちは思うのですが、この点について、附帯決議に対するものの考え方、これをひとつお聞きをしたい。

○国務大臣(西田信一君) 国会の附帯決議は、これは十分尊重しなければならぬということは、私も常にお答え申し上げております。そのように考えております。附帯決議の中にはいろいろな内容がございますので、法律的にこれを処理しなければならぬもの、あるいはまた、行政執行上これを

実行し改善をしていくという面もござい
ます。したがって、これらの面は十分内容的に
検討いたしましたので、そうして法律的に処理を要す

るものはそういう方向で検討を加え、さらにまた、行政執行上改善あるいはまた御趣旨に沿うというものにつきましてはそういう方向で努力する、こういうことでやってまいっておりますし、やってまいりたいと考えております。

○向井長年君　では、三十六年に通りましたこの法案に対する附帯決議が衆参両院でつけられておきますね。特に従業員災害について万全の保護措

置をつけよ、こういう形に両院ともなっておるわけですから、これに対して、確かに形式的には一つの保護策をとられたと私も思います。しかし、この附帯決議に対して内容的にはほんとうに検討されましたか。これ、ひとつお聞きしたい。

○国務大臣(西田信一君) 詳細は有澤先生からお答えいただいたほうがよろしいと思いますが、それは確かに附帯決議にございまして、その附帯決議の趣旨に沿っているという検討は行なわれておりました。ただ、いろいろまだ未解決の解明すべき問題点が数多く残っております。それで、その附帯決議の御趣旨そのものに沿うとは沿っておりませんけれども、十分その趣旨を尊重いたしまして検討いたしました、今後も検討していくということでございまして、詳細はひとつ有澤委員から……。

○向井長年君 有澤委員にお聞きする前に、長官に基本的な問題として、まずお聞きしたい。したがって、長官は、国会においての附帯決議というものにはあくまでも尊重をし、立法化あるいは行政措置と、あらゆる方向で消化のために努力しなければならぬ、こういうことが言われたと思います。が、そこで、有澤委員にお聞きしたいのですが、三十六年につけられた従業員災害に対する保護措置について、どういう方向をとってこれらしましたか。

○説明員(有澤廣巳君) 国会で従業員災害補償についての附帯決議がございましたので、委員会といたしましては、これに対応するために、原子力施設の従業員災害補償を検討するための専門部会を設けました。我々を委員長にした部会でこれを検討いたしました。それで、昭和四十年五月に報告書が出まして、その報告書では、先ほど労働省のほうから御説明がありましたように、一つは災害賠償額を十分にするように、一つは「みなし認定」認定が非常にむずかしい、みなし認定をする、それから、何と云いますか、健康管理の問題、これはいずれも労災保険で一応やるというたてまえで、その労災保険を十分に拡大し、かつ弾力的に運用するように、その関係から、いま申し上げ

げました三点が指摘されております。それで、労働省におきましても、それを受けまして、先ほど来御説明がありましたように、いろいろ、認定の問題にいたしましても、補償額引き上げの問題にいたしましても、それから管理の問題にいたしましても検討されまして、まあ従来の労災保険の適用から申しますと、かなり弾力的な運用ができるようになったと私は思います。がしかし、それで十分かというと、十分でない点もございまして、今回のこの災害補償の、賠償の専門検討部会におきましても、やはりこの問題が取り上げられまして、そこで審議をしていただいたのですが、その場合には、一つは、設置者と労働組合との間に労働協約ができておまして、その労働協約で労災保険の上積みをする——これは一般的に大行なわれておる。大きな施設につきましては行なわれております。がしかし、それだけでは十分でないから、もう少しこれを保険制度に乗せるような考え方ができないだろうかということで、いろいろ検討いたしました。が、保険会社のほうにおきましては、ちょうどその問題を取り上げて目下検討中で、近く結論が出るのでございまして、したがって、その結論が出ました上で、さらに労災保険との関連を考えて、いまの保険制度に基づいた従業員の補償を取り上げていきたい、こういうふうに考えております。この十年間というものは、部分的でございまして、附帯決議を尊重いたしまして、その方向でさらに一そうの充実をはかるようにつとめておるつもりでございまして。

○向井長年君 いまの答弁では私は納得できないのです。ということは、我々レポートと申しますか、専門部会でいろいろ検討されて、それに対しては保護措置をとらなければならぬという結論が出ております。三点にわたって出ておりますね。その保護措置をとらなければならぬという中で、原子力委員会では何を検討したのか。みずからそれをやろうとする方向をとっていないのじゃないですか。いま申されました労働協約の問題とあるいは保険の問題とか、他に依存する形で

あつて、みずから政府として、あるいはまた委員会として、これに対する労災法の中でどうするかという問題とか、こういう問題はとりまいたか。そういう点については、これははっきり言うならば、我々委員会が出されたものを無視した形で何らかの形をつけたとしか私たちが考えられない。だから、これはさかのぼって、国会で附帯決議をつけた問題に対しては、形式的には一応取り上げておるけれども、非常に軽視しておる、こう言わなければならぬと私は思うのです。この点について、いかがですか。

○説明員(有澤廣巳君) 我々委員会の報告に基づきまして、この点で、労災保険を担当しております労働省といろいろ話し合いました。したがって、しかし、労災保険の制度の上から申しますと、いま私が申し上げましたような点、つまり、そういう意味の拡大以上にはなかなかむずかしい、したがって、どうしても従業員災害補償の問題につきましては労災保険以外の面におきまして何かを考えなければならぬ、こういうことに相なるうと思ひます。

それで、いま申し上げましたように、一つは、事業者、設置者との間で、自分でその損害賠償に対する措置を講ずる、それは労働協約として組合との話し合いでそれを定める、これが一つ行なわれております。これは、私ども設置者に対しては、そのような一つの方法的損害賠償を考えてもらいたいということ、そういう話し合いが進んできたと私は思っております。がしかし、なおそれだけではカバーできない面もあるかと思ひます。それで、さらにやはり保険制度をこの際利用するのがよからう、こういうふうにも判断いたしましたわけですね。がしかし、保険制度となりまして、損害保険責任会社、保険会社におきましては、それについては、いままで外国のほうにもそういう事例がないし、また、保険ブールの上からいいますともいろいろ検討すべき問題があるから十分検討してもらいたい、こういうことで、検討してきたわけですが、今回の災害補償

制度の検討会の席上で、保険業界のほうからそういうような話が出ました。それで、今度も、同じく我々委員が委員長でございまして、その委員会でも、それではこの保険制度ができるまで待つてくれ、その上で保険制度に基づく災害補償制度を考えよう、こういうことに相なったわけでございます。私としては、国会の附帯決議を十分尊重して、できるだけこれの実現に、いままでつとめてきたつもりでおります。

○向井長年君 我々委員会が三つの答申がなされておりますが、この内容は、従業員災害を労災法により補償をすべきである、こういう趣旨が述べられております。まず第一に、それで、この労災法によつてこの補償をせよ、こういう形で行われたのに、労災法は何らいらつていないじゃないですか。労災法の中で補償しようという考え方がないじゃないですか。労災法は一般的な問題でしよう。原子力災害に対しては我々委員会は労災法の中で考えろと、こう言っているのです。それが、労災法は一般論であつて、特殊に何ら考えていないのです。そうじゃないですか、まず第一に、労災法は、これは労働省でやっている一般の災害なんです。原子力災害というのは特別にそれが必要だという附帯決議の中から取り上げて、我々委員会では労災法の中で賠償を特別に考える、こういう答申が出ているじゃないですか。これに対して労災法はどうしたのですか。これは労働省の関係もありまして、しかし、そういう答申を無視していると私は言うのです。他のほうに転嫁しているんじゃないですか、我々委員会が出したことはこれはもう無理なことを出した、できぬことを出した、こう言われますか。私はそうじゃないと思う。この三つ出されたことは、やはり原子力災害に対して、従業員災害に対して保護措置としてそうあらねばならぬということを答申されておるわけですから、それを取り上げてやる場合においてはいかにすべきかという中で、みずからこれをやろうとせずして、

か、行政措置の方向をとるか、何らかの形がこころで生まれてこなければならぬと思うですよ。そうでしょう。

○説明員(有澤廣巳君)　そうです。

○向井長年君　それに対して、生まれてないじゃないですか。それはあなた、政府とかあるいは原

が、この点につきましては、今度の我妻委員会におきまして十分検討いたしましたわけですから、賠償法の中に入れることとなりますと、やはり保険制度を基礎にしなければならぬ、それで、いま保険制度については保険業界がこれを引き受けて

置の中でこうするという問題がなければいかにぬの
じゃないですか。これが出ていない。労働省、ど
うなんですか。

○説明員（桑原敬一君） 御指摘のように、労災保
険法は一般的な労働者の災害に対する補償でござ

というものは、促進しなければならぬ。このように立つて今日いろいろの災害問題も検討する状態になつておる。それが、ちょうど附帯決議が十年前につけられて、十年間何をしておつたのだと私は言いたい。たまたま、この改正案の中でそれが生かされなければならぬのじゃないか。検討と。

やるんですか。

○説明員(有澤廣巳君) 保険制度ということになりますと、保険業界のほうはそのやり方について十分検討いたしました上で大蔵省に認可を受けるわけでございますが、それにあたりましては、私どもと科学技術庁原子力局と十分意見を取りかわして、その上で制度化すると、こういうことになろうと思ひます。ですから、まあ一般的には、この原子力の従業員の損害、災害につきましては労災で世界的にもやっているようにございますが、ただ、まあ各国に一応労災制度はあるにいたしましても、それで十分にカバーできないという部分があるかと思ひます。ですから、我妻委員会の報告では、労災で人間らしい生活を確保できるようにというふうになっておりますが、まあそれは労災でやれないとするならば、私もこれは、これをほかの手段で十分賠償できるようにしたいといふ、こういう考え方で、先ほど来私が申し上げたような措置を講じてきておるのでございます。ですから、まあ近く保険制度に基づく従業員の災害補償制度といひましようか、補償法というふうなものが必要ならば、補償法といひましようか、これは、第三者の損害賠償と並んで、従業員の災害賠償に関する法律というふうな形にならうと思ひます。

○向井長年君 ならうと思ひます、あなた、そんな無責任なこと、私たちが了解できないのです。とにかく、これ、十年たつておるといふことを頭に置きなさいよ。この法律が通つて附帯決議が出されてから十年たつておるのですよ。十年といつたら、人みなかわつてゐる、これみな。大臣ももちろんかわつてゐる。しかし有澤委員はかわつてないはずなんです。私は、先般も議論で、有澤先生はもうりつぱだ、人格的にも、しかもまた原子力に取り組む意欲もりつぱだといふことで、実は再任再任をしてもらつたと思ひますが、しかも十年間、一応そういう検討をするといふようなことでは、これは軽視と言わざるを得ないでしよう。これは認めるでしよう、まず第一

に。

そこで、しからば、ここで出てきたものが何だ、今回ね、答申から出た結論は何だといへば、これは私は個々に聞いていこうと思ふのだけれども、委員会が出された結論が——労働協約等により労災の積み上げをやつてもいい、こういうことを言つておるのです、これが一つ。それから、従業員の同一事業所においてのアンバランスがあるからこの問題をやはり配慮しなければならぬ、したがつてそれはできないのだと、こういうのがある。従業員災害を保障でやると一般第三者に向けられる分が少なくなる——これはまあ財源の問題でしよう。こんなことで有澤答申は無視したんじゃないですか。ここで有澤答申というものは基本的に保護政策というものを無視しておるわけですよ。もう反論しているんじゃないですか、これは。そうすると、反論したといふことは、国会に出されたこの保護措置をつくれというやつに對して、つくれないのだというやつをここに出したのじゃないですか、これは。そして一番最後に、皆さんいま言われておるような、保険制度の検討と、こう言つておる。これは期待だけであつて、實際やるといふ態度でいゝゆる意欲を持つて今日までやつてきていないのですよ。期待ですよ。十年間期待ですよ。

だから、労働協約に積み重ねてどうしてやらすのですか。これはあなた、立法措置できませんよ。労働協約といふものは、みずから労使がやつてにやつてゐるものだから、それはできません。それからまた、事業者によつてはいろいろ違ひますよ。そんなことは、あなた、これも一つは希望だ。続いて、アンバランス、アンバランスといふことを言うといふことは原子力災害といふものを重要視していないといふことですよ。一般論と同じことを考えておるのだ、第二番は。私反発すれば、そうでしょう。アンバランスだと、事業所内においての他の業種とのアンバランスだといふことは、原子力災害といふものを重要視していないことだ、まず第一に。そうなるじゃないで

すか。それからもう一つは、財源の問題を言つてますね。他の分が少なくなるからと。これも、いま申しました軽視ですよ。原子力災害に対する軽視ですよ。財源が少なくなるつたつて、財源をつくらなければならぬといふことを言つておるんですよ、これは。災害補償をしなければならぬと、特殊な保護政策をとらなければならぬといふことを言つておるんだ。それもこれも財源上これはいけないのだとこう言う。それから最後は、いま言つた保険問題。保険会社がどう言うか、あるいはこれは十分ひとつ考えてもらわなければならぬし、あるいは最終的には立法もしなきゃならぬであらう——無責任きわまるじゃないの、これは。どうですか、その点。

○説明員(有澤廣巳君) この原子力損害賠償制度検討専門部会答申におきましては、いま御指摘になつておるようなことが書いてありますけれども、「しかし、この問題については、今後とも原子力事業者の従業員の一層の保護のため、慎重に検討を続けることが必要である。また、別に労働者災害補償保険制度については、その給付水準、給付範囲等の改善につき検討が加えられることが望ましい。」といふ、そういう答申になつておると思ひます。そこで、労働者災害補償保険制度につきましては、むろん、なおやらなけりやいかぬことはありますが、従業員の補償のために第三者の損害賠償保険制度の保険額を利用するといふのは、これは第三者に対する不利益になるから、別に従業員につきましては賠償保険制度を一つ設ける、こういうことでございます。ですから、それにつきましては、保険業界におきまして、先ほど申し上げておられますように、十分検討を進めておる。近くその結論が出るから、その上で、その結論を得た上で、私どもも十分検討を加えまして、そういう従業員に対する補償制度をこの損害賠償制度の中に取り入れるか、あるいは別個の従業員の災害補償としてこれを特別の独立の制度にするか、それはまだきめておりませんが、いずれにしても、そういう制度を今後とるつも

りしております。

○向井長年君 そうすると、我妻レポートに対して、あなたたちは——あなたたちというのは、原子力委員会も、あるいは科学技術庁も、あの答申はそのまゝのまゝでやるわけにはいかぬと、そういう形になりますか。我妻答申を生かしたといふことをあなたたち言われますか。言われないうでしよう。

○説明員(有澤廣巳君) 昭和四十年のときの我妻委員会の答申でございますか。その答申につきましては、先ほど申しましたように、この答申の線に沿つて労働者といふいろいろかけ合つたのでございすけれども、労働者のほうでは、どうも、一般の労災の保険制度としてこれを適用する——ただ、その適用につきましては、原子力施設の従業員につきましては、いろいろ認定の場合におきましても、その損害につきましても、いろいろ範囲を拡大していただまして、そしてなるべく広く原子力従業員の場合の損害、これは一般の場合とやや違つた特別のものもあるかと思ひますので、そういう場合をも含めるように、なるべくそれを拡大していただいた。その努力は十分していただいたと思ひますが、独立の原子力施設従業員のための労災制度といふものをつくるということはどうも法体系の上からはできない、こういうこととございしました。そこで、この問題はなかなかいろいろやりとりがありましたので、時間もかかりました。

同時に、他方におきましては、この原子力災害補償制度、第三者に対する賠償制度を改定しなければならぬ、その改定に際しては、再び我妻委員長のもとに部会を設けまして、その部会で十分検討してもらふようにということに私も私どもは考えておつたわけでございます。ですから、時間がかなりたちましたことはまことに私も申しわけないのですけれども、なかなか一國の法律制度の中に特別のものを持ち込むといふことは困難であるといふことがだんだんわかつてまいりましたので、そのことを説明いたしまして、第二回の我妻委員

会で十分検討していただいたわけでございます。その結果が昨年答申が行なわれましたこの答申になつていと思います。ですから、この答申に基づきまして、従業員に対する損害につきましては保険制度でこれをカバーするように今後やつていこう、こう私どもは決意しておるところでございます。

○向井長年君 これからまだ検討しようというのとらしいのですが、先ほど申し上げますように、十年間検討していて結論が出ないということは――第三者補償問題は、これ、今回出てきましたたけれども、内部の従業員に対しての問題については、検討素材として十年間残して、まだ結論が出ていない。それくらいむずかしいもの。十年間もかかってできないもの。あんたそんなこと言うてるおるけれど、そんなものですか。少なくとも十年間かかれば、いま言う保険の問題も今出すことができるのがあたりまえじゃないですか。具体化してね。それを、いまだに、これが期待にすぎない。まだどう言うかわかりません、保険会社が必要でしょう、そうなると。その立法化の構想も何らできていないんじゃないですか。これは無責任と言わざるを得ない。これは何たつて。だから私は一番ここで頭に来ているのは、国会軽視だ。私は、この前のときに、これ、審議したんですよ。そのときこの附帯決議もつけたんです。それが、いま一つもこれに対して生かされていないのだから、しかたがないからということで、若干十億ふえたけれども、これ、やろうとする、これはけっこうですよ、私はこれは反対はしません。しかし、その中で生かさなければならぬ問題が生かされていないという問題については、これは私は責任を追及せざるを得ない。当時、いろいろこの問題も論議しました。こういう中で、まあ少なくとも次の改正のときには何らかの措置がとれるだろうという大きな期待をしてきた。そして、しかも、その過程を見ますと、我妻委員会のほうで

はそういう附帯決議を尊重した一つの答申が出ておるのでしょう。それを、あなたたち原子力委員会では無視してしまっている。形だけで、転嫁して、事実上これが生まれてきていない。しからば、有澤先生、保険保険と言われるけれども、保険の具体化の構想、どう持っていますか。それに対する補償の具体的な構想、ありますか。あったら聞きたいのです、これ。

○説明員(有澤廣巳君) まあ、保険制度でございますから、一つは、従業員の損害といましようか、損害につきましては、第一には、労災法でカバーできると思います。しかし、労災法でカバーできないもの及びその金額が十分でないもの、これにつきましては、保険制度に基づいて保険のほうでこれをカバーするようにやっていきたいと、こういうふうに考えております。それで、原子力の施設設置者にはこの保険にみんな加入していただきます。これは強制加入でございます。そして、その加入のもとに設置者が保険をかけまして、そして、もし事故が起って災害を受けるような場合には、その保険金でその災害を賠償していく、こういう形になろうと思いますが、まだ、先ほど申しましたように、保険業界のほうがどういうふうな構想を持っているか、結論を出しているか、これがはっきりいたしております。ですから、保険業界の結論が出ましたならば、その結論につきまして一応この保険制度の案を立てたいと思っております。その場合には、むしろ保険業界には保険業界の考え方もあろうかと思えます。また、われわれのほうとしましてはわれわれの考え方がありますから、十分保険業界とそこで折衝をしなければならぬだろうと思っております。十年間全く何もなかったというんじゃなくて、いろいろ私はいままでやってきたつもりでございますが、ただ、そう急速に結論が——結論というか、そういう結果をつくり出せなかったことにつきましては、まことに申しわけないと思っておりますが、しかし、私たちがこの従業員に対する損害賠償制度を

充実したいという、そのためにいろいろ努力してきたことだけはひとつお認めを願いたい、こう思うわけでございます。

○向井長年君 努力努力と言われるんだけれども、結論が出てなかったら努力してないということになるんですがね。私は、ただ我妻委員会が出された答申に基づいて保険の問題を重視されているけれども、要らぬことをここで考えていることがけしからぬと思うんですよ。労働協約の問題とか、そんな問題を、あなたたちがここで言うべき問題じゃないと思う。答申の中じゃ、災害というものに対してどうするか、労災では限度がある、これではどうにもならぬ、それに対してどうするかという問題については、事業者と労働者どうするとかいうような問題は、そんなものとは別ですよ、これは。いま言われるように、労災でプラス何々しなければならぬというやつをどうするかということに焦点を持っていっていいんじゃないですか。それ以外のことを何もあなたたちがやあやあ言う必要はないんじゃないですか。財源がどうだとか、第三者が薄くなるとか、これは結局は無視しているということですよ、われわれから言うならば。内部の問題で、アンバランスが起きるとか、アンバランスが起きるからもうやらぬということだ、それだったら。そして、いま言う、この第三者の財源が減るとか、こういうことは、これはちょっとこの趣旨に反しておるんじゃないですか。答申から別なことをかかってに言ってるんだよ。こんなことを言う前に、保険なら保険でどうするかということを具体化するための検討がまず第一で、少なくとも、これがいろいろとむずかしい問題だから三年五年検討しましたと、ようやくここまでできましたので、できるならばこの国会中にこれの立法化もしたいとか、構想はこうであるとか、こういうことを言われるなら、まあ、努力はしたもののなかなか時期がかかったんだなと私は思いますよ。しかし、いまかつて同じことで、よけいなことを言って、そして最後の問題は期待以外の何ものでもない。そこを、私は、この問題

については何回も言うように、決議の趣旨というもの尊重していない、こう言わざるを得ないんですよ。長官、どう思う。

○國務大臣(西田信一君) たいへんきびしいおしかりを受けたわけではありますが、この委員会の附帯決議は三十六年の六月二日にちようだしいているわけではありますが、これでは、確かに、立法その他の措置により万全を期すと、こういう御趣旨でございます。まず立法が第一に書いてございます。あるいはその他の措置ということで、立法が第一望ましいという御趣旨だと思います。それにつきまして、いまるる御答弁申し上げておられますように、たいへん時間がかかっておりますが、まだすきつとしたところまで来ておられないということはたいへん申しわけないわけではありますが、それだけに、なかなかむずかしい要素を持つておるといふふうに言わなければならぬと思います。

そこで、我妻委員会が答申をされている趣旨は、労災制度をさらに充実するということがまず第一に必要があるということを書いておられるようであります。それでなお補てんされない場合には、一般第三者の保護を阻害することのないように考える、そういう形で賠償法で何とか考える、こういう御趣旨のように思います。そういう御趣旨だったと思います。しかし、いま有澤委員からるるお答え申し上げましたように、いろいろな検討が行なわれてきたが、ずばりとした解決まで到達しなかったということはいへん恐縮でございますが、しかしながら、いろいろこれをカバーする方策につきましては、労働協約による上積みでございますとか、いろいろなことが行なわれておりますし、さらにまた、この新しい保険制度におきまして必要なことと取り組んでいきたいということ、近くその結論が出るということでありますが、その結論がどういうふうに出ますか、このことを十分見守らなければならぬと思います。しかしながら、私ども基本的には、やはりこの従業員のこの災害につきましては十分これを保護、カバーしていく必要があるということにつき

ましては十分に認識しているつもりでございます。基本的には、今後とも、これをどういう形でカバーするかということにつきまして、さらに、たいへんな強い御鞭撻をちょうだいしておるのでありますから、私どももそういう姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、従業員についてのこの保険制度につきましても、要するに、これを対象とするところの保険制度というものが確立されなければならないというところが、まず前提であると思っております。で、なるべくひとつ民間保険制度を急速に発足させまして、そうしてこういう問題の処理を急ぎたいと考えておりますが、また、その状況によりましては、それらの状況を見きわめた上で十分さらに前向きに検討いたしまして、そうして、なおかつこれが不十分であるという場合におきましては賠償法に組み入れるという方向で検討いたしまして、そうして従業員の不安のないように対処していきたい、かように考えております。

○向井長年君 私これを非常に重要視しているのは、おそらく、各委員おられますけれども、これを審議したのは私だけぐらいたと思うのですよ、この参議院において。そのときにこの問題を言っておるわけです。そういう意味で、保険の問題は、そうすると、見通しはどうですか、具体的に見通しとしては、いつごろ立法化して、どうするということを言えますか。

○説明員(有澤廣巳君) 私どもは、わりあい早くこれが可能だと思っております。まあ、昨年の我妻委員会が保険業界の代表者が発言していただいたところによりまして、大体内には制度的なものと考えられる、それほどにもう保険業界の考え方は煮詰まってきた、こういうことでございまして、私どももそれを期待している次第でございます。

○向井長年君 そうすると、次の臨時国会か、またその次の臨時国会には、年内にこれは立法化できるということですね。そういう見通しになりますか。

すね。年内ということになれば、大体……。

○説明員(有澤廣巳君) その場合には、この賠償法の中に組み込むことができるかもしれません。そのときにはこの賠償法の中にこれを組み込むことにしたいと思っております。また、保険の技術的な面で、組み込むとまずいというようなことがございましたらば、これは別の独立の法案という形に取りまとめなければならぬかと思っております。いずれにいたしましても、まあ、この年内までははわれわれの考えが固まってくると、こういうふうに思っております。

○向井長年君 長官、年内にそういう固まってくれば立法化できますね、出せますか。

○國務大臣(西田信一君) 明確に年内ということをお答え申すことは、保険制度がどういうふうにまきまきですか、そうしてその実行状況がどうなるかということと十分勘案いたしまして考えていきたいと思っております。で、時期的にここではっきり明言いたすことは、ちょっと無理かと思っておりますが、十分そういう御趣旨に沿っていきたく思います。

○向井長年君 まあ常識的に言えば、年内に保険業界との折衝で固まってくる、煮詰められるということになれば、それを煮詰めればこれは当然出せると思えます。それが年内の臨時国会になるか、あるいは次の通常国会になるか、これは別として、これは出せるでしょう。それくらいのこととは考えないと、また十年たったまだということになると、どうなるのですか。そうでしょう。

○國務大臣(西田信一君) 問題が重要でございますので、十分ひとつ御趣旨に沿うように努力をしたいと思っております。はつきり時期的な明言をすることは、この際ちょっと控えさせていただきますか、いいと思います。

はどうなんですか。

○説明員(桑原敬一君) 一般的に、労災法のたてまえば、起こりました事故と業務との間の相当因果関係をきっちり明確に見きわめて認定をいたすたてまえになっておりますが、この原子力関係あるいは放射線災害につきましては非常に一般原則では見れない問題がございます。したがって、私どももいたしましては、この問題は非常に専門的でございますので、専門家の先生方にお集まりいただき、この問題については特に認定基準をつくりまして問題の処理にあたっておりましたが、特に一般的に認定基準ですぐ判断できるものは地方にまかせて、むずかしいやつは本省に稟仰させて処理の判断を誤らないようにしたい。特にその場合に被曝線量の測定という問題は非常にむずかしい問題がございますけれども、そういう数量だけにとらわれず、やはりその方が働いておられた作業環境なり作業の従事期間なり、あるいはいろいろな諸条件を総合的に判断いたしまして、そしてできるだけ弾力的にこの問題は処理していきたいということで取り扱ってまいっております。今後ともそういうふうなことでまいりたいと思っております。特にまた、作業を離れて後ほど……そのころまでは潜在しておりまして、あとから出てくる問題がありますから、それにつきましても十分この関係を見きわめながら、その仕事に何年かついておられぬからといって業務上にしないというところでもないということで、十分配慮してこの問題は処理をしたいと思っております。

○向井長年君 早流産の問題がありますから、その問題については、そういう問題について有澤先生は衆議院で答弁してありますね、「みなし認定」の問題については、労働能力の喪失には当たらないであろうということですね。これはやはり問題だと思っております。じゃどうするかという問題が出てくるのですか。それについて、どう考えられますか。

○説明員(有澤廣巳君) 放射線障害の場合にはなかなか因果関係を突きとめることはむずかしいことだと思っております。ですから、この問題は、一方においては放射線障害に関する研究、医学的な研究を進めております。が、しかし、なかなか医学的研究による結論もそう早急には出てこないと思っております。私は「みなし認定」ということは十分拡大して考えていただかなければならぬ、こういうふうな思っております。しかし、いま労働省のほうで答えになりましたように、その場合には、中央に専門家を集めて、その専門家に基づく判断による、こういうことになっておると思っております。で、専門家の判断でございますから、まあわれわれとしてはそれを尊重せざるを得ないだろう、こういうふうな思っておりますが、しかし、それにあたりまして、やはり放射線障害についての研究といましようか、これはまだまだわれわれが知らないような障害が出てくるかもしれない。そういう面を十分今後とも研究を進めていきたい。それが明らかになるにつれて、むしろ、労災なら労災のほうにも取り入れていただきたい、その「みなし認定」の根拠にしたい。と、こういうふうな考えております。

○向井長年君 これも、あわせてやはり十分な措置を講じなければならぬ問題だと思っております。それと、もう一つは、二十五年レムですか、これ、問題ありますね。二十五年、あるでしょう。放射線障害の防止法で、二十五年すれば職場を変わらなければいぬというやつがあるでしょう。これについて、二十五年すればいぬ。そういうたんのうな技術者がその職を失って、違う仕事につくと思っております。そうすれば、この人の能力が十分發揮できないというところから、大きな不利益をこうむる。この人に対して、そういう問題に対する一つの補償的な問題は、やはり「みなし」と同じような方向で考えなければならぬと思っておりますが、この点についてはどうですか。

とだと私は思っております。ですから、この問題は、一方においては放射線障害に関する研究、医学的な研究を進めております。が、しかし、なかなか医学的研究による結論もそう早急には出てこないと思っております。私は「みなし認定」ということは十分拡大して考えていただかなければならぬ、こういうふうな思っております。しかし、いま労働省のほうで答えになりましたように、その場合には、中央に専門家を集めて、その専門家に基づく判断による、こういうことになっておると思っております。で、専門家の判断でございますから、まあわれわれとしてはそれを尊重せざるを得ないだろう、こういうふうな思っておりますが、しかし、それにあたりまして、やはり放射線障害についての研究といましようか、これはまだまだわれわれが知らないような障害が出てくるかもしれない。そういう面を十分今後とも研究を進めていきたい。それが明らかになるにつれて、むしろ、労災なら労災のほうにも取り入れていただきたい、その「みなし認定」の根拠にしたい。と、こういうふうな考えております。

○向井長年君 これも、あわせてやはり十分な措置を講じなければならぬ問題だと思っております。それと、もう一つは、二十五年レムですか、これ、問題ありますね。二十五年、あるでしょう。放射線障害の防止法で、二十五年すれば職場を変わらなければいぬというやつがあるでしょう。これについて、二十五年すればいぬ。そういうたんのうな技術者がその職を失って、違う仕事につくと思っております。そうすれば、この人の能力が十分發揮できないというところから、大きな不利益をこうむる。この人に対して、そういう問題に対する一つの補償的な問題は、やはり「みなし」と同じような方向で考えなければならぬと思っておりますが、この点についてはどうですか。

○説明員(有澤廣巳君) その点も、いま申しましたように、放射線障害の医学的な研究が進むにつ

れまして、二十五年をもつと延ばしても差しつかえがないというふうな結論になるかも知れませんが、まあ、いまのところ、二十五年でまわつておきますので、その節にはそれに応ずるような配慮を加えたい、こういうふうな考えております。

○向井長年君 結局、言うならば、これは休業補償ですわね。能力に対する休業補償。この休業補償というものは、そこで取り上げて考えなければならぬ。これは、三十年になるか、今後の問題は別として、二十五年を限度としていま現在あるのだから、これに対して休業補償というものも考えるという立場で、先ほどの問題とあわせて検討されますか。

○説明員(有澤廣巳君) 検討します。そのように検討したいと思っております。

○金丸富夫君 関連。

ちよつと労働省にお伺いしますが、私、この従業員の原子力関係に従事しておられる組合員というか、従事者に対する補償ですね、そういう問題は、本来ならば、労災というものがあつたから、そういうもので責任を持って労働省がやるというのが大体本筋じゃないかと思うのですが、ね。だが、いま言ったように、どうもえらい違つてゐるから、これはもう全く原子力自体の、通産省であるとか、あるいはまた科学技術のほうでもつてやれというふうな考え方も、それはほんとうに全く切り離して特別のものであるならばそれはいいと思うが、いやしくも従業員のいわゆる健康保持であるとか、あるいはまた災害であるとかいうようなものであれば、それをやっぱり受けて立つて、法律を出すとかいうようなことがやはり本筋じゃないかと私は思うのですが、ね。ときに、いま十年前の問題だから、向井委員が附帯決議でつけられたような問題は、なるほどそれはちよつとなかなか、はだに合わないような問題であると判定されるのも無理はないと思うが、今日においては、カドミウムの問題もあるし、鉛公害の問題もあるでしょう。ああいうものが次々に出てくるのだが、そういう場合に、この労災法だけで始

末のつかないのができてくるのじゃないですか。そういう研究はしていませんか。そういうことになるならば、その上に立つての特例の一条を加えるとか、あるいはまた、それでどうにもならない、特にこの原子力関係は全く他の企業とは違つて、それに従事する従業員の災害というものはもう格段に違うのだと、こういうことであればまた別ですけれども、それでなければ、これは労働省が逃げる手はないと私は思うのですが、ね。ですから、いまの鉛公害であるとか、あるいはカドミウムの問題なんかも、安中のあの問題にしましても、幸い従業員が少し黙つておるようですが、ああいう問題はほんとうに真剣に考えていくならば、ただ単に原子力だけじゃないと思うのですよ。たとえば、それが人体に残つて、そして将来の労働活動に影響するとかいうような問題であるとか、その治療の問題であるとかいうことが、ただいまのいわゆる労災法の一般法規によつて処理する範囲外に出ていくものは、ただ単に原子力だけじゃないのじゃないか。そういうことになれば、これは労働省が、やはり立法措置においても、あるいはまた治療その他の点においても、いわゆるいまの一般のレベルにおいてやられるもの以外のもので考えていく、それが、普通の治療その他でもつて年限の制限を若干延ばすというふうな点であればそれで済むのか、そうでなくて、全然別の措置を講じなければならぬというふうなものであるのか、そこをひとつ研究されなければ、これは私は、ただ単にこの原子力だけじゃないと思うのです。いま、カドミウムの問題だつて、あれは十分研究していくと、やはり体内に残つて、いつまでも、そのために労働力に影響し、あるいはまた人間の健康に終止符を打つような結果になるわけですね。この検討は、やはり労働省が先に立つて検討されるべきものであつて、原子力の関係のごときは、これはもう世の中で全く違つたものであるから、われわれの関する問題ではないということには、今日私はならないと思うのですよ。特に原子力のごときも、いろいろピンか

らギリまでであるでしょう。原子力を利用したいという治療の問題とか、あるいは技術の、工業の問題でも、それはたくさん私は生まれてきていて、思うのですよ。そういうものをやる場合に、これは原子力関係だからという一つ特別保険の立法を、カドミウム関係にまた一つ特別保険の立法をせなければならぬというふうなことになるのじゃないですか。だから、そういうものをまともな、広い範囲において、やはり従業員のものとあつて、広い範囲において、やはり従業員のものとあつて、従業員の健康の保持あるいはまた労働力保持というふうな問題については労働省がやはり率先して取り上げていく、これが、世の中の科学技術の進んだに従つての労働省の努力じゃないかと思うのですが、ね。この点、どうお考えになりますか。そういうことはもう原子力以外にはない、カドミウムその他でも、そういうものはいまの労災法で始末がつくんだという御見解に立つておるのかどうか、その点を一言御聞きしておきたいと思ひます。私は関連でありまして、簡単にその点だけをお答えしたいと思ひます。

○向井長年君 その答弁の前に、私もそれに関連して聞こうと思つたら先に言われたので……。

いま金丸委員から言われましたが、これは労働省にさつき聞こうと思つたのですが、労働省は、原子力委員会がこの問題を提起されて、相談を受けて、いや、これではできない、これは一般論で言われたと思うのです。いま金丸委員が言われたように、労働省みずからの、やはり労災問題、あるいはこういう能力喪失によるところの休業の問題、こういう問題が出てくる。これは、過去に、おいては、けい肺法なんか特別にやつたでしょう、労働省で。それで、したがつて、そういう問題として、特殊にやはり考えなければならぬ問題として労働省は検討を加えるべきだと思ひます。現在の一般論的な労災で、すべてこれでいいんだという問題ではないと思うのです。これは、そういう点は、労働省みずからも、原子力問題は、いわゆる放射線防止法があるのだから

ら、そういう立場において、そういう問題もみずから提起しなければならぬ、いま金丸さんが言われたとおりです。そういう点について、特に先ほど申しました二十五年のいわゆる休業補償というふうな問題、先ほど答弁されて、検討しますと原子力委員会は言われておりますけれども、こういう問題についても労働省は今後どうするか、あの質問とあわせて答弁願ひたい。

○説明員(桑原敏一君) 御指摘のとおり、最近非常に新しい原材料を使つてまいりまして、新しい疾病が伸びてまいりつておりますので、それに対する予防なり、それに対する治療なりということには新しい手をどんどん打つていかなければならぬ、私も全く同感でございます。先ほど先生おっしゃいましたように、じん肺法なんか特別の予防をやつて、いわゆる管理部門をつくりまして、そういうことにつきましては労働省は積極的に進めていかなければならぬ、進めておるつもりでございます。ただ、御理解いただきたいと思ひますが、予防と補償というものと二つございまして、予防については積極的にこれはやつていく、それから、不幸にして病気が出た場合には、それは完全におすままで治療していくということとは労災保険で十分にやれるたてまでやつてまいりたいと思ひます。ただ、損害賠償になりますと、まるまる故意過失も含めまして全部労災でやるかどうかになりますと、諸外国の例その他がございまして、そこには限界がある。ただし、原子力みたいな、あるいは先ほどのカドミウムみたいな、いろいろな特殊な問題について、住民と同じような被災を受けていると、労働者が、そういうものについては、やはり労働者も住民も含めて同じような、損失補てんというか、賠償をしていくということについては、積極的に私どもは考えておりますし、また、進めてまいりたいと思ひます。したがつて、原子力だけしかないというつもりは全然ございません。すべての産業、すべてのそういう職場に新しい問題として積極的に取り組んでいく、それに対する予防

なり、補償なり、その治療については万全を期していくことは、全くそのとおりだと思います。ただ、それを上回る損害賠償になりますと、やや民事の問題その他が関連してまいりますので、それはそれなりに、その重点的な対象をきめて考えていく。また、先生おっしゃいました、何年かたつて問題が起こってくるものについても、やはり補償の中で、どういう形でそれを——たとえば休業補償の問題もございます。そういうものも、いままでみたいに外科的な処置の補償ということではなくて、慢性的な、何年か先に出てくる疾病についての補償ということについては、特に私も新しく取り組んで、それに対する万全の補償はしていかなければならない、こういうふうに思っております。

○向井長年君 時間が来たようですから終わりますけれども、総括的に言つて、先ほどからいろいろと質問の中で言いましたが、少なくともこういう法律改正の機会に、やはり国会で決定されたことはこれはやはり尊重するという立場で答弁されているのだから、しかも、これが半年間とかあるいは一年なら、まだ検討中でございますということと言えますけれども、長期間にわたつて、検討はもう当たらない。少なくともそういう立場に立つならば、早期にあらゆる措置を、立法措置なりあるいは行政的な方向、政策なり、これを立てて、やはりそれに対して実行に移してもらいたい。これを強く要望します。

先ほどの答弁、まことに不満でございますが、私はこれを了解しておるわけではございませんけれども、一応そういう立場で、今後の検討を、早期実現を期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(西田信一君) ただいまの、御注意を含めての結びのおことばであります。これは、科学技術庁のわれわれだけでなく、政府全体の責任であると思ひます。労働省も、あるいはまた、保険の問題等で大蔵省もございます。政府全体がこの問題にしっかり取り組んで、しかるべき結論

を出すべきものだ、その責任があるというふうに存じます。十分にひとつ検討を急ぎまして、そして労働者の危険のないように措置いたしたいと思ひます。

○委員長(鈴木一弘君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

明日は午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十三日)

一、海洋科学技術センター法案

海洋科学技術センター法案

(小字は衆議院修正の部分)

(目的)

第一条 海洋科学技術センターは、○平和と福祉の理念に基づき海洋の開発に係る科学技術に関する総合的試験研究、研修等を行なうことにより海洋の開発に係る科学技術の向上を図ることを目的とする。

昭和四十六年四月二十六日印刷

昭和四十六年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局